

## 第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会 議事録

令和5年5月29日（月）

○松原会長 それでは、定刻となりましたので開催します。

皆様、本日はお忙しいところ、またお足元のお悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会を開催いたします。

初めに、推進協議会の委員の変更について、御報告をいたします。

令和5年3月1日付で介護サービス事業者協議会代表の柳川委員が退任されまして、後任として新たに室岡委員が就任されました。また、令和5年4月26日付で新宿区高齢者クラブ連合会代表の山田委員が退任されまして、後任として新たに高田委員が就任されました。また、令和5年5月21日付で高齢者総合相談センター代表の細渕委員が退任され、後任として新たに山崎委員が就任されました。

新たに就任された委員の方は、前委員の在任期間を引き継ぐことになりましたので、皆様に御報告いたします。

では、事務局より出席状況の報告をお願いいたします。

○事務局 現在、21名中16名の出席をいただいておりますので、新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱第6条に定める、この会の定足数である過半数の11名を満たしており、協議会が成立していることを御報告いたします。

○松原会長 それでは、本日の進行について御説明いたします。

本日は、今年度に策定する新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案についてが主な議事となります。

新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案については、4月28日の第4回作業部会にて御意見をいただきながら検討したものです。各議題について事務局から説明があります。

その後に議事について意見交換を行いますので、皆様、御協力くださいますようお願いいたします。

では、事務局より資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

○松原会長 では、議事に入ります。

議題（１）新宿区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、新宿区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画の進捗状況について御説明いたします。

資料１を御覧ください。

資料１は、新宿区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画に記載の事業、令和３年度及び令和４年度末の実績についてまとめたものです。

１ページ目は「新宿区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画 各施策の実績一覧」の見方について記載しております。

２ページ目以降は、「新宿区高齢者保健福祉計画・第８期介護保険事業計画 各施策の実績一覧」について12の施策別にまとめたものです。

目標値の有無にかかわらず、できるだけ令和４年度の実績を記載しております。速報値で記載のものにつきましては実績欄にその旨を記載しております。

目標は今期計画の最終年度である令和５年度末の数値であるため、今期計画２か年度目の令和４年度につきましては、昨年度と同様、実績のみを記載し、進捗状況の確認をしております。今期計画の目標達成状況につきましては最終年度である今年度（令和５年度）実績により確認します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものにつきましては「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」の欄に記載しております。

「新型コロナウイルス感染症拡大の影響」として、令和３年度まで事業そのものが中止になっていた事業が12事業ありましたが、主に集客イベント（例えば「いきいきハイキング」「敬老会」「コミュニティスポーツ大会」「しんじゅく介護の日」など）は、令和４年度から開催方法を工夫するなどして再開していることが分かります。また、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、規模や人数、回数について見直すなど、感染防止対策を講じて事業を実施したり、オンライン、書面開催など事業手法の変更により継続して実

施した事業も多数ありました。

各事業の進捗状況は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも着実に成果を上げている事業も多く、計画はおおむね順調に進んでいるものと考えています。

今期計画の最終年度となる今年度も、引き続き目標達成に向けて広く施策や事業の展開を図っていきます。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、次の議題に進みます。本日のメインイベントの議題2について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の骨子案について御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。

資料2-1は、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 構成案として、次期計画に記載する内容とその構成案を示したものです。

「第4章 介護保険事業の推進」が「第9期介護保険事業計画」の位置づけとなる予定です。構成は今期計画から大きく変更する予定はありませんが、次期計画は計画期間中に団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を迎えるため、その後の中長期的な視点について第1章で触れています。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画という個別の計画にとどまらない重層的な支援につきましても第5章で触れる予定です。

続きまして、資料2-2を御覧ください。

資料2-2は次期計画（令和6年度～8年度）新宿区高齢者保健福祉施策体系として、前回、12月の作業部会・2月の推進協議会でもお示ししたもので、第3章に記載する12の施策について体系的にまとめたものです。

基本目標は、1「健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます」、2「社会参加と生きがいを支援します」、3「支え合いの地域づくりをすすめます」、4「最期まで住

み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」、5「安心・安全な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます」の5つです。

12の施策のうち、施策1「健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸」、施策4「地域で支え合うしくみづくりの推進」、施策6「認知症高齢者への支援体制の充実」の3つが今期計画に引き続き重点施策となります。

続きまして、資料2-3を御覧ください。

資料2-3は新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 第1章の案となります。第1章は「計画策定の概要」とし、「計画策定の背景」「計画の概要」「新宿区の特徴」や「状況」をまとめています。

17ページからは昨年度実施した「高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果について介護予防、社会参加、地域での助け合い等の観点から関連する設問の回答状況や区の現状分析を記載するとともに、在宅で生活する要介護者の在宅生活の継続と介護者の就労の継続の視点からの現状分析についても記載しています。

なお、介護予防、健康づくりに関する設問の分析については現在調整中のため、次回以降に記載予定です。

作業部会で、「新宿区の特徴として「外国人も多くて多国籍の人が住むまち」と特徴の一つに挙げられているが、ほかの施策にはそのような施策がないので、区としての方針があれば」との御意見がありましたので、4ページの「災害や感染症対策に係る体制整備等」に追記いたしました。また、災害時の対策についても4ページに追記しております。

また、32ページからは現計画の総括を記載しております。令和3年度を始期としている今計画におきましては、新型コロナウイルスの影響は避けて通れず、それを踏まえてどのように取り組んだか、どのような成果が見られたかという視点で記載しております。

作業部会で35ページの施策6「認知症高齢者への支援体制の充実」について、「チームオレンジがどこの地域で活動をしているのかというのも書いてあるといいのではないか」という御意見がありましたので、現時点でのチームオレンジの活動場所とチーム数について追記いたしました。

なお、本日の資料のデータ、取組につきましては、現時点での記載であるため、今後、データなどに変更があれば適宜修正をしていく予定です。

続きまして、資料2-4を御覧ください。

資料2-4は新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 第2章の案です。

第2章は「計画の基本的な考え方」とし、「基本理念・基本目標」を記載するとともに、「新宿区における地域包括ケアシステム」の状況として、日常生活圏域の状況に、推進協議会でも御意見のありました「高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果による日常圏域別の状況についても触れています。

また、「今後の方向性」として、区を取り巻く高齢者の状況や調査結果から見えてきた課題について記載し、次期計画の3つの重点施策の背景についても触れています。

続きまして、資料2-5を御覧ください。

資料2-5は新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 第3章の案です。

第3章は「高齢者保健福祉施策の推進」とし、具体的な施策内容を1ページに記載の「施策ページの枠組み」に沿って記載する予定です。

今回の資料では施策概要、「①現状とこれまでの取組」「②課題」「③今後の取組の方向性」までを記載しています。

施策概要では12の施策の概要や目的を記載しています。

「①現状とこれまでの取組」では、各施策の取組状況と昨年度実施した「高齢者の保健と福祉に関する調査」の結果についても記載しています。

「②課題」では、これまでの取組についての課題を記載しています。

「③今後の取組の方向性」では、次期計画での事業展開や方向性について記載しています。

「④施策を支える事業」については今後整理する予定で、今期計画同様、目標値を記載する予定です。

「⑤指標」についても今後整理する予定です。

また、実際にこの計画が身近な生活にどのように活かされているのかを分かりやすく紹介するための事例やトピックについても掲載予定です。

2ページを御覧ください。

基本目標1「健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます」に位置づけられた重点施策である「施策1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸」について、今後の方向性として「高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防の普及啓発」「住民主体の健康づくりと介護予防・フレイル予防活動への支援」「個々の状況に応じた介護予防・フレイル予防に向けた支援」「介護予防・日常生活支援総合事業の実施」の4つに分けて記載しています。

作業部会で「フレイル予防の重要性や効果についても示せるとよりよいのでは」という御意

見をいただきましたので、こちらにつきましては次回以降にお示しする予定の事例やトピックスで示せるようにする予定です。

7ページを御覧ください。

基本目標2「社会参加と生きがいを支援します」に位置づけた「施策2 いきがいのある暮らしへの支援」について、今後の方向性として「拠点の整備」「イベント・講座等の開催」「活動支援」に分けて記載しております。

10ページでは、同じく基本目標2「社会参加と生きがいを支援します」に位置づけた「施策3 就業等の支援」の「高齢者の就労支援」について記載しております。

12ページを御覧ください。

基本目標3「支え合いの地域づくりをすすめます」に位置づけた重点施策である「施策4 地域で支え合うしくみづくりの推進」について、今後の方向性として「地域支え合いの推進体制づくり」「地域支え合い活動への参加・継続支援」「多様な主体による見守り体制の充実」に分けて記載しています。

4月の作業部会では、多世代での地域支え合いについての御意見と、事務局より事例を御紹介させていただきましたので、記載を追加しております。

18ページでは、同じく基本目標3「支え合いの地域づくりをすすめます」に位置づけた「施策5 介護者への支援」について、今後の方向性として「介護者同士の交流の促進」「介護者負担の軽減」について記載しております。

20ページを御覧ください。

基本目標4「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」に位置づけた、重点施策である「施策6 認知症高齢者への支援体制の充実」について、今後の方向性として「認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実」「認知症高齢者が地域で自分らしく暮らしていく体制づくり」「認知症への理解を深めるための普及啓発の推進」に分けて記載しております。

4月の作業部会で、認知症を早期に診断された後のサポート体制についての御意見がありましたので、記載を追記しております。

24ページでは、同じく基本目標4「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」に位置づけた「施策7 高齢者総合相談センターの機能の充実」について、今後の方向性として「相談体制の充実」と「地域ネットワークの構築」に分け、「相談体制の充実」については、さらに「運営体制」「高齢者総合相談センターの認知度」

「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「ケアマネジャーへの支援」に細分化して記載しております。

30ページでは、同じく基本目標4「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」に位置づけた「施策8 介護保険サービスの提供と基盤整備」について、今後の方向性として「地域包括ケアのさらなる推進に向けた整備」「介護保険サービスの質の向上、介護人材の育成・確保、感染症への備えに対する事業者への支援」「適正利用の促進」「介護保険制度の趣旨普及」に分けて記載しております。

35ページでは、同じく基本目標4「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」に位置づけた「施策9 自立生活への支援（介護保険外サービス）」では、今後の方向性として「介護保険外サービスの安定的な提供」について記載しています。

37ページでは、同じく基本目標4「最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します」に位置づけた「施策10 在宅療養支援体制の充実」で、今後の方向性として「在宅療養体制の充実」「在宅療養に関わる専門職のスキルアップ」「在宅療養・ACPに対する理解の促進」について記載しております。

42ページを御覧ください。

基本目標5「安心・安全な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます」に位置づけた「施策11 高齢者の権利擁護の推進」について、今後の方向性として「成年後見制度」「虐待の早期発見・相談」「消費者被害の防止」「権利擁護の普及啓発とネットワークの構築」に分けて記載しております。

46ページでは、同じく基本目標5「安心・安全な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます」に位置づけた「施策12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援」について、今後の方向性として「住まいの確保と各種支援」「福祉のまちづくり」「災害時要援護者対策等」に分けて記載しております。

第3章の「①現状とこれまでの取組」「②課題」については現時点での内容で作成しているため、今計画中の新たな取組や成果、課題については今後内容を追加したり、修正していきます。

また、「③今後の取組の方向性」についても作業部会や推進協議会での意見を踏まえて検討していきます。

なお、資料2-1で「第4章 介護保険事業の推進」としてお示した「第9期介護保険事

業計画」につきましては、国から介護保険事業計画の基本指針案と同時に示される、地域包括ケア「見える化」システムにおける「将来推計ツール確定版」が示された後に作成し、今後記載してまいります。

基本指針案は7月頃に示される予定です。

また、「第5章 計画の推進に向けて」も今後記載していきます。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

多岐にわたっておりましたけれども、ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見のある方はお願いいたします。

高田委員、お願いします。

○高田委員 自分は高齢者なんですけれども、資料の字が小さ過ぎて読めないです。後ろのほうの資料だと読めるんですけれども、資料1だと眼鏡をかけないと、説明されていても全然分かりません。できれば、もうちょっと資料を大きくしていただけるとありがたいということです。

○地域包括ケア推進課長 今回、資料1がかなり小さくなってしまったのは事務局側の対応の問題なので、こちらは改善させていただきたいと思います。

資料2以降につきましては、実際に本になったときの形をイメージしたものになっていますが、ページ数との兼ね合いもあります。文字はできるだけ大きく、見やすいような形でやっていきたいと考えております。

○松原会長 ありがとうございます。

そのほか、この内容につきまして、御意見、御質問ある方はお願いいたします。

今回はこれで決め打ちというよりも、いろいろ意見を出していただきまして、この骨子に肉づけをできていければと考えております。

福島委員お願いします。

○福島委員 まず1つは、資料2-5の46ページ以降、「安全で暮らしやすいまちづくりと住

まいへの支援」というところでまずお聞きしたいのは、この中で「高齢者や障害者等が、制限を受けずに民間賃貸住宅に入居できたり、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため」というふうに書かれています。「住宅を探すことが困難な高齢者等を対象に住み替え相談」と書いてくださっています。

この「高齢者等」の高齢者の範囲、あとこれは高齢者の計画なので障害者まではちょっとあれなのかもしれませんけれども、例えば、高齢者の前提は、認知症高齢者とか一般的な状態の方のみを言うのですか。

というのは、今住居に困っている方というのは何らかの問題がある方、例えば、今高齢者はクレプトマニア、万引きの依存症の方なんかもととも増えているのですけれども、要は新宿に限らないと思うんですけれども、例えば銀行のブラックリストに載ってしまうような方は、こういったところを利用しようとしても、保証会社のほうはよくても、家主さんのほうが、いろいろ情報を得て心配して、結局駄目なのです。

私は今、薬物依存者の方の地域での生活を支えるというようなことを1つ研究にしているんですけれども、1度ブラックリストに載ってしまうと、こういったところを利用しても、なかなか家が見つからなくて、居場所がなくて、また犯罪とかにつながってしまうということがあるので、まず1つは「高齢者等」というのが、そういった一番深刻な高齢者も範囲に含めてくださっているのかどうか、お聞きしたいです。

あともう一つは、福祉避難所のことに関しても書いてくださっているんですが、資料1のところには数までは載っていないくて、例えば避難訓練とか運営訓練実施回数が3年で10回とか目標は書かれていたんですけれども、今実際に新宿区では福祉避難所は数がどのくらい指定されていますか。多分、障害者施設、高齢者施設とかが指定されていると思います。以前、私は数を実際に見たことがあるんですけれども、この表には福祉避難所の数は書かれていなかったの、もし数が分かれば教えてほしいです。

災害のところになるんですけれども、自主防災組織に名簿を渡してくださっています。47ページの「災害時要援護者対策等」の2つ目の黒い丸のところ、「事前に警察・消防・防災区民組織等に配付し、定期的に」とあります。

私は以前お話を聞いたときに、防災区民組織の方が実際にこの名簿を事前に渡されていても、これは災害が起きたときにしか使えないので、結局、家の中でもどこに置いておいたらいいか分からなくて、ちょっと困っているというようなことを聞いたことがあります。

私は最近動向を把握していないので、もし大分進んでいたら申し訳ないんですけれども、例

えばほかのところでは、災害が起きる前の日頃の見守り活動とか、そういったところでもこの名簿を使えるように条例で定めて、実際に災害が起きたときに本当に有効な、円滑な地域での支え合いがすぐできるように、日頃からこの名簿を使ってつながりづくりとか活動をしていると聞いたんですが、新宿の場合は今も、防災区民組織への名簿というのは災害のときに初めて見られる、活用できるというふうに指定されているのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思っています。よろしくお願いします。

○地域包括ケア推進課長 まず1点目、高齢者の住宅についてどのような考えがあるかということなんですが、これにつきましては例えば都営住宅ですとか区営住宅、こういうのを希望されている高齢者の方は多いんですけども、当たらないというのが現状かというふうに思われます。

家賃補助とか高齢者の住宅施策につきましては、高齢者の方の住まいは重要なことだとは認識しておりますので、住宅課のほうも含めまして、地域包括ケアの大きな仕組みの中でそういう部分も研究してまいりたいというふうに考えております。

また、都市型軽費老人ホームというのもございまして、こちらにつきましては今区内に3か所あるんですが、安い費用で高齢者の方が住めるというような形のものになります。新たに4か所目のお話が今上がっておりますので、そういった形のもが増えていくというふうに考えているところでございます。

○地域福祉課長 まず1つ目の福祉避難所の数ですけれども、正確な数はあれですけれども、六十何か所かになっております。どこの避難所が指定されているかということは、地域防災計画のほうに記載がございまして、公表されているところなんですけれども、今正確な数が分からなくて大変申し訳ございません。

もう一つが、災害時要援護者名簿の活用なんですけれども、特に何か条例で定めるとか、そういったことではございませんけれども、年に2回更新をしまして、町会ですとか民生委員の方々にお配りをしております。

それぞれの地域の中で、必要に応じて、例えば事前にどこのお宅かを見に行っていたくですとか、それはそれぞれの地域の範囲で皆さん責任感を持って努力をいただいているというふうに認識しております。

○福島委員 ありがとうございます。

そうしたら、この名簿は災害が起きたときじゃなくて、災害前から活用してもいいとしているということでもよろしいでしょうか。

○地域福祉課長 災害時の前に活用をしていただいても大丈夫ということですよ。

この名簿につきましては、そもそも御本人様の同意を取った上でしておりますので、災害時に有効に使えるようにというところで皆様方に努力をしていただいているところでございます。

○福島委員 ありがとうございます。

あと最初の質問の、ブラックリストに載ってしまっている方は家をなかなか借りられないというあたりのところまで、例えば一般的なところで1回断られてしまっても、行政のほうで、家を借りられるように、理解を求めるように推すということまで視野に入れてくださっているのですか。難しいでしょうか。

○住宅課長 ブラックというか、生活上、課題を抱えているような方ですとか、おっしゃるような過去の歴があつて、一般的にオーナーさんのほうが懸念されるような方についての対策かと思えます。

おっしゃるとおり、そういう方は現実いらっしゃるんですけども、具体的に民間賃貸住宅のところでは住宅相談という事業を設けまして、様々、家を追われてしまった方もいますし、何らかの理由で住み替えをしなければいけないという方の事情を踏まえながら、丁寧に専門の相談員がお話を聞いた上で、住み替え促進協力店というものを区内の不動産業界団体2団体と締結しまして、そういうところを通して、なるべく御理解を頂きながら入居できるように対応はしているところなんですけども、最終的には大家さんと入居される方の民衆の契約というところでは、そこまで行政的に担保ができていくかという難しい問題なんですけれども、今セーフティネット住宅ということで国の法律が、そういう住宅を造りましょうということで、都内では東京都が主導してやっておりますが、そういう住宅を増やしていきます。世帯数に比べて住宅の戸数自体はたくさん、たしか2万戸ぐらい世帯数を超えてございます。その住宅全てが使えるものではありませんけれども、そういったところに行政のほうは様々な助成をしまして、オーナーの理解を得て御登録をいただいた上で、先ほどのような住み替え促進協力店などを通して入居できるように、様々改善を図っているところでございますので、

そういった中で先ほどのような方につきましてもどういったような、スムーズに入居できるのかというところで、今後も引き続き検討してまいりたいと考えているところです。

○福島委員 ありがとうございます。

○地域福祉課長 先ほどの福祉避難所の数ですけれども、69か所でした。申し訳ございませんでした。

○松原会長 ほかに御意見、御質問のある方はお願いいたします。  
松岡委員お願いします。

○松岡委員 先ほどの防災区民組織の名簿の話なんですけれども、実はこれは高齢者の話だけではなくて防災の観点でもそうなのです。

例えば今は地震もすごく多いし、それから台風もこれから、何か風速60メートルとかが来る可能性があるんですけれども、そういった避難が必要な場合に、それぞれのお宅で避難するときに、どうしても補助というか、介護が必要だというお宅を近所の方が把握する方法というのはあるんですか。例えば一緒に避難するときに、この家は手助けが必要とか、そういうことが分かる仕組みというのはあるんですか。そこをお伺いします。

○地域福祉課長 名簿につきましては、御本人の同意の下で、配付の先なども全部決まった上で作成しておりますので、御近所の方にその情報が渡るということは、そこはできないんですけれども、そのために災害時のセルフプランというのを作成しております。計画のほうにも「セルフプランの普及啓発が必要です」ということで書かせていただいておりますけれども、これはいろいろな災害のときに御自分がどういった手助けが必要かというところを御自分で書いて、それを家に置いておくというところのものでございます。そういったものを作成していただく過程で、例えば御近所に助けていただきたい方がいた場合には、そういったものを持って御近所の方との交流の中で情報共有していただくというような形で考えております。

○松岡委員 共有していただくということは、近所の人に「何かあったら助けてね」というこ

とを日頃から言っておくということですか。

○地域福祉課長 そのように考えております。それが「何かあったら助けてね」の「助けてね」のところの具体的な中身をきちんと書いて整理をしておきましょうというのが今取組でやっているセルフプランになります。

○松岡委員 民生委員の方は、自分が担当している方の中に、災害なんかあったときに手助けが必要だということはある程度把握されていますか。

○地域福祉課長 先ほどのセルフプランの御説明では、御近所の方というのはお隣さんとかを想定してお話しさせていただきましたけれども、実際に民生委員さんには要援護者名簿のほうも配付しておりますし、御近所、自分の地区の範囲に要支援者がどれだけいるかということは把握されております。

○松岡委員 ただ、実際にそういう場面になったときに、その方を民生委員の方が支援に行けるかという、なかなか難しいですね。

○地域福祉課長 民生委員さんには、要援護者名簿に載っている方につきましては支援をしていただくということで日頃からお願いをしているところでございます。もちろん、災害のときですので、民生委員さんそのものを……

○大淵副会長 多分、要援護者名簿ということそのものから説明されたほうがいいです。

○地域福祉課長 分かりました。失礼いたしました。

まず、災害時要援護者名簿というのがございまして、そちらにつきましては御本人様の希望で登録をしていただきます。登録をしていただきまして、名簿に記載をした場合、それを民生委員さんとか町会ですとかに配付をしております。また、区のほうでも把握をしております、特別出張所のほうでもその名簿の管理をしているところです。

民生委員の方々、また町会長の方々には、災害がありましたらば、そういった名簿を活用していただいて、自分の地域の要支援者の方を支援していただくということで日頃から願

いをしているところです。

ですので、区が情報提供している民生委員や町会長の方たちにつきましては支援をしていただけるということで、そういったところは責任を持ってやっていただけるというふうに区のほうでは認識をしております。

○松岡委員 実は私、町会の副会長ですけれども、そういう体制は全くできていません。名簿があるということ自体も今初めて聞きました。

○地域福祉課長 そちらにつきましては、こういった趣旨の普及啓発が進んでいないというところなのかなと思いますので、皆様方にそういった名簿の存在が分かるように、きちんと普及啓発に努めていきたいというふうに思います。

○松岡委員 分かりました。ありがとうございます。

○松原会長 ほかに御意見、御質問ある方はいらっしゃいますか。  
お願いします。

○青木委員 「薬王寺地域ささえあい館の成果」という言葉が至るところで出てきているんですけれども、具体的にやっていた内容とか、どういう点の成果があったのかというところを1つお聞きします。

それから、それを何か所かに展開していくということも出ていたんですけれども、その展開は薬王寺と同じような地域特性があるのかどうなのか。もし、それが同じようなのであれば、展開していくのはすごい効果があると思うんですけれども、地域によって特性が多少違うんではないかと考えているんです。ですので、その辺はどうなのですか。

2点お聞きします。よろしくお願いします。

○地域包括ケア推進課長 薬王寺地域ささえあい館の成果という点なんですが、これにつきましては、もともとこれまで薬王寺地域ささえあい館が地域支え合い活動の中心ということで、高齢者等支援団体という形で高齢者の方々を支援しながら、相互に地域で支え合いをしていく。要は、高齢者の方々が支えられる立場にもなりますし、また逆にその団体に入って支え

る立場にもなるというような形で今団体のほうをつくっておきまして、正確な数字はあれなんですけれども、今大体35団体できているということで、成果が上がっているところでございます。

これを今後、先ほどお話あったとおり、薬王寺だけではなく、それぞれのシニア活動館ですとか、あと中落合にささえ一る中落合という地域支え合いのための事業を行っているところがありますので、そちらのほうにも展開をしていくということで区内に広げていこうと考えています。

その際に薬王寺でこれまで培ってきたノウハウ、こういったものを踏まえながら、それぞれの地域、場所ごとの地域の差異、特性の違いに応じて、それぞれの館がまた新たに地域を支えるための担い手の育成を行うために講座ですとか教室、そういうのを行えるように連絡会のほうを開きまして、薬王寺のほうが中心になりながら、そういったノウハウを伝えながら、それぞれの地域特性に応じた形で地域支え合い活動を担う団体、育成者をつくっていくというような形を今考えているところでございます。

○青木委員 その担い手は、どのような内容の担い手をされていますか。

○地域包括ケア推進課長 担い手の部分なんですけど、こちらは先ほど申した地域支え合いということで、基本的には高齢者の方を支えるだけではなく、実際には高齢者の方が支える側に回ったりとか、相互に支え合いの活動を行うということが前提になっています。

それぞれの内容につきましては、それぞれ活動を行う団体の方々が自分たちの目的に応じて、共通の目的を持ちながら様々な活動を行っていくということで、「特にこういったものを」という限定があるわけではないです。

例えば具体的にいいますと、本の読み聞かせの団体というようなところは、高齢者の方が地域のお子さんたちに本の読み聞かせを行うことを目的としてつくられていく団体ということで、逆に利用者の方はお子さんですとか、そういった形になりまして、読み聞かせをするほうが高齢者というような形の団体になります。

逆に、例えば料理教室、あとダンディエクササイズ、こういった料理とか運動系のものにつきましては、逆に高齢者の方も支える側として担い手のほうに入っているんですけど、高齢者以外の若い方もそういった担い手側に入っていただくことも可能ですし、実際に料理教室を利用されに来る方が逆に高齢者であったりとか、そういった相互の支え合いの形を取ってお

ります。

○松岡委員 その意味で、私は地域ささえあい館が新しくできたときから会員で、今の課長のお話を現場の立場からちょっと補足したいと思います。

私は地域ささえあい館ができたときから、あそこの利用をしまして、それで今ちょっとお話に出ていたダンディエクササイズというエクササイズの団体を立ち上げているんです。それは今3つ目です。3つ目というか、2つ立ち上げて、3つ目は「ダンディ」という名前は使っていないんですけども、ダンディの場合、一番特徴なのは、こういう地域の活動という女性に圧倒的に多いんです。どこのクラブとかサークルとかに行っても、8割から9割は女性なんです。男性の参加はすごく少ないんです。男性の地域参加ということは非常に問題で、行ってみたらほとんど女性しかいないので、なかなか来にくいとかというので、男性だけのいわゆる筋トレというか、そういうのを立ち上げていただいて、それは今5期生か6期生になっています。

それで、地域ささえあい館の最大の特徴は、新宿区に公営のスポーツクラブとか、それぞれの敬老館とか、いろいろなところでいろいろな教室がありますけれども、地域ささえあい館でやっている最大の特徴は、一旦は講師に教えてもらってやるけれども、それからリーダーとして自主サークルを立ち上げるというのを目的にしています。最初からその動機づけをしているんです。だから、その教室を何日間、何か月かやって、それで終わりではなくて、そこから後、必ず自主サークルを立ち上げて、その中で自分たちでやっていくというのが最大の特徴です。ただ単に運動したいとか、趣味のことをやりたいというのなら、新宿区の中に幾らでもあるんですけども、最初から自主サークルを立ち上げるということを前提にしているのは、多分地域ささえあい館だけだと思います。

あと、男性だけのサークルを立ち上げたというのは、割と画期的じゃないかなと。ほかの地区とか、ほかの区に聞いても、ないみたいなので、そこは非常によかったと思っています。ただ、問題はいろいろあります。フレイルの予防で筋トレをやっているんですけども、あまりフレイルじゃない人が来ている気がします。本当に必要な人は家に閉じ籠もってなかなか来てくれないので、そういう人たちをどうやってフレイル予防に持っていかとか、課題はあります。あるいは、やっていると同じ人ばかりなので、ほとんど自分で筋トレできるんじゃないかという方が多くなって、内容は自主サークルとは言いながら、だんだんレベルを上げていっちゃうので、初めて来た人がちょっとついていけないレベルになっていると

かもあったりして、課題はいろいろあるんですけども、コンセプトとしては地域ささえあい館というのは非常に画期的じゃないかと、実質最初から入っている者としては感じております。

補足までです。

○地域包括ケア推進課長 補足をありがとうございました。今松岡委員からお話があったように、地域ささえあい館のほうでは、最初から仲間になっている人たちを集めて団体にするというよりは、逆に担い手の育成講座ですとか教室、そういったところに共通の目的を持って集まってきてくださった方々をそこで仲間にして、新たに自主的な団体を立ち上げていただくというのをコンセプトにしておりますので、そういった点でほかのところと差別化はできているというふうに考えております。

○松原会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見がある委員はお願いいたします。

では、大淵副会長お願いします。

○大淵副会長 作業部会にも参加させていただいておまして、意見につきましては反映させていただいてありがとうございます。また、地域の分析等も詳しくされていて、今回はすごくいい計画だなと考えているところです。

その後少しいろいろなものを読みながら考えて、2040年までに全国の自治体で、これからどれぐらいサービス利用が増えるかという図があるわけですけども、国の半分はサービスの増える人は1.1倍ぐらいです。ほとんど増えないというところと、あと半分、東京のように2倍以上に増えるようなところがあって、同じ国の中でも全然対策が違います。今のままでいいところと、これから考えなきゃいけないところというものの差があって、これからのこの計画の大事なところだなと改めて思ったところです。

その意味で、3ページにある地域包括ケアシステムも、要は今のサービス量で、新しいものをつくらなくて、どうやってネットワークでこれからの新宿区のサービスの必要な人を引き受けていくのかというところは一つの課題になると思います。

こちらのほうにある図は、厚生労働省がお示しになった1つの例でありますけれども、考えてみれば、新宿であると民間サービスとしてフィットネスクラブもあるわけですし、そうい

ったところもこの中に位置づけて考えていくということが必要かなと思って、1つのコメントです。そのために、例えば医療機関から紹介状があるとか、そういうネットワークづくりみたいなものが必要になると思いますので、そのところを少し充実させるというのを、ここにちょっとだけ加えることができれば、計画の方向性が分かるかなと思ったところであります。

それから、その後、新宿区の地域包括支援センター運営協議会にも参加させていただいたところ、今困っているのが、要支援の方で、おひとり暮らしで、1人でお風呂に入るのはちょっと怖いけれども、デイサービスとかでお風呂があればいいんだけど、地域支援事業のほうに移行したことによって、そういう方々が受けられるサービスそのものがない、少ないんだというようなことが議題に上がっております。軽度者がお風呂に入れるように、地域支援事業の中でお風呂つきのそういったサービスについて充実するとかということは、特に新宿区の課題として挙げておいてもいいかなと思ったところです。

もう一つ、あとは最終的にはこういうサービスをお使いになるにしても、御本人が申請するというのが前提の介護保険制度でありますけれども、新宿区にお住まいの方々の中には、うるさいことを言わないでほしいという形で、まあ、セルフネグレクトまでいっているのかどうかは分かりませんが、周りから見ると、もうちょっと何かやったほうがいいんじゃないと思っている方がいるということで、アドボカシーというわけですが、この計画を見たときに、「虐待」とかという言葉はあるのです。だけど、そういう方々がサービスを使えるようにするためにどう支援するかということが記述がちょっと少ないようなので、虐待のところに書くか、権利擁護のところに書くか、別のところに書くかは別ですが、地域包括支援センターもそういう人を見つけても次の手だてがないというところをお感じになっているようですので、そういったところの充実みたいなものも少し入れられたらいいかなと思いました。

以上です。

○松原会長 大変重要な御指摘をありがとうございました。

本当にそうです。いかに既存の民間資源を活用するかというお話とか、軽度者のお風呂、あとセルフネグレクトへの支援、グレーの方々をどうするか、アドボカシーの問題、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

そのほかに御意見、御質問ある方はいらっしゃいますか。

せっかくですので、現場でずっと見ていらっしゃる塩川委員、もし御意見などございましたら、いかがですか。

○塩川委員 ケアマネジャーとして、最近ケアプランを立てる中で非常に多様性というか、しっかり意見を主張される方が増えてきている印象で、その中で自己決定とか意思決定とか、そういうものを大切にしながらケアプランを立てていきます。

その中で、ある一部の方なんですけれども、「高齢者総合相談センターの機能の充実」でも26ページに書かれているんですけれども、精神疾患のある方、いわゆる家族とか本人で、カスタマーハラスメントというか、非常に常識を逸脱したような行為をされる方も中にはいらっしゃいます。その中でケアマネジャー1人で抱えて精神的に参ってしまって、退職とか離職という方も実際います。

前にここでもお話ししたことがあったかな、98から今度76、今年度はもうちょっと減りそうな感じなんですけれども、事業所が徐々に減っている感じがあります。

その中で今回課題にも挙げていただいている、27ページにも、「ケアマネジャーへの支援」というところで、高齢者総合相談センターのほうで支援困難と感じるケースと一緒に担当というか、支援をしますということを入れていただいているのはケアマネジャーとしては非常にありがたいところで、あとはケアチームというか、そういったところを高齢者総合相談センター、ほかにももちろん医療関係者の方々とか含めてチームで支援できる体制ができると思いますので、こういった一文を入れてくれたのは非常にありがたいと思いました。

○松原会長 ありがとうございます。本当にカスタマーハラスメントで辞めてしまうという方がどんどん出ているというのは、国全体の大きな問題ですので、事業者さんとしては対応し切れないところがあるので、ぜひ公的に御支援いただければと思います。

ほかにございますか。

では、同じく、新宿区だけではなくて、全国の在宅を御支援なさっている秋山委員、突然ですけれども、御意見あればお願いできるとありがたいです。

○秋山委員 もともとは訪問看護から出発しているんですけれども、今は暮らしの保健室等で相談事業をしております。

前回の作業部会の中での「外国人の転入が非常に多い地域なので、その辺を」というのはき

ちんと文章に入れていただき、ありがとうございます。

それでもう一つは、計画策定の第1章の概要のところの人口構成ピラミッドがクリスマスツリー型になっていて、新宿区の非常に大きな特徴ではないのかなと。今後の支え手がない状況につながります。

先ほどもケアマネジャーさんが辞めていかれて定着しないということもありますけれども、介護人材の不足というのはどこでも抱える問題で、介護人材の定着のためには、実を言うと子育てがしにくい構造になっているというのか、小さいうちは、一緒に住んでいるうちはいいんですけども、「人口構成等からも重要となる中長期的視点」で第1章第3節、11ページのところの図です。

ここの働き手、もちろん専門職だけで支え切れるわけではないので、お互い同士、それぞれお隣同士のネットワークを再度構築しないといけないという、思いやりのまちづくりというのはとても大事なんですけども、でも専門職が定着してくれないと難しいです。そうになると、子育て中の方たちが途中からは外に出ないと、新宿区では暮らせないとという構造になっているという、このクリスマスツリー型は、今後のことを考えるのに当たって、どこかで論じていかないと、今すぐはできないけれども、今後へ向けて課題となるのではないかなと思います。介護人材の確保、定着推進というか、辞めなくても済むような施策というのは必要なのではないかと感じましたが、いかがでしょうか。

○介護保険課長 介護人材の育成ということに関しましては区のほうとしても非常に重要な課題と捉えておりまして、これは国もそうですし、東京都もそうですし、また区におきましても様々な形で、ケアカレッジというところですか、あとは住宅の借り上げ促進というふうなところを東京都の事業を活用しながら展開をしているところでございます。

ただ、先ほど塩川委員からもありましたとおり、核となるケアマネジャーさんの数が減っているというふうなところに関しても大きな課題と捉えているところでございます。

その中で1点指摘がありましたカスタマーハラスメントといいますか、そういったところがかかり目立つというところに関しましては、今年度から区のほうで配付している「介護保険べんり帳」ですとか、また介護保険サービスの利用方法の中にハラスメントに関するページを設けております。必要に応じて、基本的に施策の部分に織り込んでいくというような形もやっているところでございますし、また話は戻りますけれども、人材育成の部分に関しましては、東京都のほうとかもいろいろな形で積極的に事業を展開している中で、区として何が

できるのかというところも十分考慮しながら、また事務局としても事業を展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○松原会長 秋山委員は非常にいろいろ全国を見ていらっしゃいますから、特に新宿区の子育て世代が、子育てしながら働きづらいというところで、子どもが異常に少ないクリスマスツリーの現状が問題じゃないかと。要は高齢者を支援するためには、子育て支援をするということがセットじゃないと、もう立ち行かなくなっているんじゃないかという重要な御指摘をいただきました。

この会は高齢者のことを検討していく、その支援を検討していく会ではありますが、高齢者支援のためには子育て支援、これをセットでやっていかないと立ち行かなくなっていくという御指摘は、しっかりと受け止めます。ありがとうございました。

○古賀委員 先ほど副会長が発言なさったことで、大変身近に起こったときの件を思い起こしましたので、この場でお話ししていいのかどうか分かりませんが、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

私は、薬王寺から来ております。薬王寺にはもう100年近く前から柳湯というお風呂屋があったんです。私の家には風呂もありますので、よかったですけれども、そのお風呂が今から何年か前に閉鎖になりました。そのときに、今の薬王寺地域ささえあい館が福祉会館と言った時代から、区民の方が、高齢者の方が入れるお風呂がありました。

私は子どもを保育園に入れるために新宿区に引っ越してきましたから、そういうのは知らなくて、ずっとたって、もう今その子どもは40になりました。それが高校を出て、大学を出て、何かのときに講演会があってそこに行ったときに、お風呂から出た方々がいらっしゃって、えっと思って初めて知ったわけです。

ちょうど折しもその頃に柳湯が閉鎖になるということがありまして、柳町は古いアパートが多くて、高齢者の方が多いんです。独り暮らしで、その古いアパートにはお風呂がないです。だから、柳湯に入るか、福祉会館のお風呂にお世話になるかということで、みんな暮らしていたわけです。

そして、たまたま閉鎖になるというときと相まって、福祉会館にあった入浴制度というのですか、今19ぐらいあるんですけども、地域ささえあい館をリノベーションするので、そのお風呂はもうやめて、高齢者が階段を上られるようにエレベーターをつける。そのために、

その風呂をやめるんだということがありまして、これは随分たくさんの方が短い期間に集まって討議をしたりしていました。そのときに私にも「ちょっと来てもらえないか」ということで声がかかって、私が行ってもどうということはないんですけれども、仲間に入れていただいで話を聞くことになりました。

そのときに、柳町は建蔽率の問題もあって、お風呂を設備したアパートを建て替えるということが大変難しいので、福祉会館にあるお風呂はぜひ続けてもらえないだろうか。区長さんも、ちょうど中山さんから替わられたと思います。主張に加わったほとんどの方がお風呂のある方でした。それがない方のために立ち上がったんです。もう短い間に千何百の署名まで届けて、私も区議会にも行きました。その住民の話合いのときに、私は、柳町のお風呂のない高齢者の方が困っておられるんだから何とか続けてもらえないか。1日30人を限度に入れるような感じだったんです。大体20人ぐらいは入っていたと思います。そうしましたら、そのときに担当の方が何とおっしゃったかという、「新宿区は高齢者の風呂のためまで面倒を見られない」、そう言ったんです。私は、ああ、そういうことだったのかと思って、後々に今度は区長と話をしようという会のときに、その話をしました。そうしましたら、「それは本当に申し訳ないことだった。そんなことを言うって申し訳ない。だけど、区の方針は変わらない。お風呂はやめる。エレベーターをつける」ということで、現在ある立派な地域ささえあい館になったわけです。

だけど私は、先ほど副会長さんが「お風呂に困っている方が1人で」って、あれはまさにそのときのことを思い出しました。私もここに何回か出席させていただいていますけれども、お風呂についての問題は1度もお聞きしたことがなかった。だから、今日は心新たに私お聞きしたんです。取り留めもなくして申し訳ないんですけれども、私が新宿区に引っ越してきたのは、新宿の行政が卓越したものであるということと、本当に皆さんが親切。うちの子どもを保育園に入れるときの対応に感動して新宿に建物を求めました。そういうことがあったものですから、そのお風呂のことが唯一残念でたまらないことなんです。

そういうこともお考えいただければ、皆さんのためにどうぞよろしく願いいたします。

○松原会長 大変貴重な、具体的なお話を共有いただきまして、誠にありがとうございました。

そういうお話も踏まえて、先ほどの副会長の御指摘もしっかり受け止めて進めていただければと思います。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、次期計画の骨子案について、作業部会も含めまして、委員の皆様から様々な御意見いただきました。いただいた御意見を踏まえまして、事務局において次期計画の素案の検討を進めてください。

では、次の議題に進みます。

議題3について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のスケジュールについて説明いたします。

資料3を御覧ください。

資料3は、第9期計画策定に向けてのスケジュールを示したものです。

令和5年度は既に開催をしておりますが、作業部会、推進協議会をそれぞれ3回ずつ開催する予定です。

令和5年7月28日金曜日開催予定の第5回作業部会と9月4日月曜日開催予定の第6回推進協議会では計画の素案の検討が主な議事となる予定です。

作業部会、推進協議会、庁内会議での検討を経て10月に素案を発行いたします。発行した素案について10月から11月にかけて地域説明会の開催、パブリック・コメントを実施いたします。

令和6年1月16日開催予定の第6回作業部会及び2月6日月曜日に開催予定の第7回推進協議会では、パブリック・コメントを踏まえて計画の最終検討となる予定で、その後、令和6年3月に計画書発行となる予定です。

説明は以上です。

○松原会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますか。

また、各議題の委員の皆様からの御意見や、これまでの説明を受けまして、次期計画の策定などについて御意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。先ほどたくさん御意見をいただけたかと思います。

では、最後に全体を通じて御意見、御質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、本日の議題は以上となります。もし追加で思い出したとかありましたら、事務局のほうに御連絡いただければと思います。

では、議事が終了しましたので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

- 事務局 先ほどもスケジュールのところでも申し上げましたが、第6回の新宿区高齢者保健福祉推進協議会につきましては、令和5年9月4日月曜日の午後に予定しております。また近くなりましたら通知を差し上げますので、御出席のほどよろしく申し上げます。
- 事務連絡は以上です。

- 松原会長 それでは、これをもちまして第5回新宿区高齢者保健福祉推進協議会を閉会いたします。

本日は皆様、お忙しい中御足労いただきまして、誠にありがとうございました。